

# 日本における女性による経済学研究/教育の誕生—松平友子について

松野尾 裕 (愛媛大学)

## I. 女性による経済学研究/教育の始まり

日本において女性による経済学の研究と教育は何時、誰によって始められたのか。本報告の目的はこの問いに答えることである。その回答を以下に示す。

日本において職業として経済学の研究・教育に従事した最初の女性は松平友子(1894-1970)である。松平は1894(明治27)年東京に生まれた。1913(大正2)年に東京府立第二高等女学校を卒業後、東京女子高等師範学校文科第二部(地歴科)に入学した。17年に同校を卒業し、18年に同校研究科生となり、19年9月から22年3月まで同校からの「依託学生」として東京帝国大学経済学部で経済学研究に従事した。21年10月に東京女高師講師、1922(大正11)年から同校家事科において「家事経済」を担当した。これが日本の高等教育における女性による経済学研究・教育の始まりである。1925年に『家事経済学 家庭生活の経済的研究』上下巻を公刊した。上巻が654頁、下巻が504頁という大著である。同書は当該分野における先駆的な研究書となり、この本によりその後の家事経済学(のちの家庭経済学)の内容が定まった。1946(昭和21)年に東京女高師教授、49年お茶の水女子大学理家政学部家政科主任。著書として、上記の『家事経済学』上下巻の他、『家事経済綱要』(1925年)、『高等教育 家事経済教科書』上下巻(1934(昭和9)年)等を公刊し、戦後には『家族経済学提要』全3巻(1948/49年)、『家庭経済研究』(1953年)、『家政学原論』(1954年)、『家計簿記論』(1957年)、『松平家政学原論』(1968年)等を公刊した。

以上のことについて、家政学研究者の間では周知の事柄が経済学研究者にはおそらくほとんど知られていないという事実をまず指摘しておきたい。本報告では、家事経済学の誕生を経済学の立場から考察する。それは日本の経済学史の空白を埋める作業であるが、それだけでなく、家政学の中に生まれた家事経済学をこれまで経済学(経済学部の経済学)が無視してきたことの意味を追究することに繋がるはずである<sup>1</sup>。

## II. 家政学と経済学

### (1) 家政学のなかの経済学

松平友子が家事経済学と呼んだ学問は、日本の高等教育の中では、(女性だけを教育対象とした)家政学の一分野として位置づけられてきた。そこで、家事経済ないし家庭経済は家政学の領域なのか、経済学の領域なのかという疑問が、当然のように生じる。明治後期以来の高等女学校や女子師範学校では、授業科目として「家事」が置かれ、その中で家事経済に関する事項が扱われた。東京女高師の家事教育の草創期を担った佐方鎮子(1857-1929)と後閑菊野(1866-1931)の共著『家事教科書』(1898年)、後閑菊野と大山斐瑛麿(大蔵省専売局官吏)の共著『家事経済学』(1904年)が刊行されている。後者は本文が160頁から成る本で、おそらくこの本が「家事経済学」という書名を付けた最初の書籍である<sup>2</sup>。佐方や後閑を家事教育の第一世代と呼ぶとすれば、彼女ら第一世

<sup>1</sup> 本報告では、主な考察の対象を松平友子『家事経済学』上巻に限定する。

<sup>2</sup> 国立国会図書館所蔵書籍について調査した。明治期における「家事経済」を書名に含む書籍として最も刊行年の早いものは、青木輔清編『家事経済訓』全2巻、同盟舎、1881(明治14)年である。欧米の著作の翻訳としては、比智女(ビ一チル)/石川米子訳『家事経済』文会舎、1885年(原典 Catharine Esther Beecher, *Treatise on Domestic Economy*,

代が第一線から退く頃に、家事経済が一個独自の研究領域として台頭してきた。すなわち、大正期のデモクラシー運動やそこから湧き上がった米騒動(1918年)、母性保護論争(1918~19年)、第1回メーデー開催(1920年)など、女性を取り巻く経済社会事情の大きな動きの中であって、明治期以来の家事教育に対する見直しがあり、その中で家事経済の研究・教育が本格化した。東京女高師では、1914(大正3)年にそれまで文科、理科と共にあった技芸科が家事科と改称され、1917年に家事科充実の構想のもとに「家事経済」という授業科目が設けられることとなり、その専任の担当者として松平友子に白羽の矢が立った。(当時男性のみに入学を認めていた)東京帝大で、「依託学生」という資格であったとはいえ、本科の学生(正科生)と同じ期間にわたり経済学を学んだ女性が現れたこと、その経済学から自力で「家事経済学」を構想した経済学者が誕生したという事実は、日本の経済学研究史に明記されるべき事柄である。

## (2) 経済学における家事経済への関心

一方、経済学の側が家事経済(家庭経済)に無関心であったわけではない。和田垣謙三は1917(大正6)年に『家庭経済』を著して、国民経済と結びつけて家庭経済を論じ、1920年には森本厚吉が『生活問題』を著して、具体的な衣食住生活の経済的研究の必要を説いた。また、家族制度や女性の経済的自立に関心を持った河田嗣郎は1910(明治43)年に『婦人問題』を、1924(大正13)年に『家族制度と婦人問題』を著した。それらに増して経済学において家事経済への関心が高まったのは、社会統計における家計調査によってである。松平が経済学研究に入った1919年前後から松平の最初の著書が刊行された1925年頃は、家計調査が大きく盛り上がった時である。権田保之助の所謂「家計調査狂時代」である。それらの家計調査を主導したのが東京帝大統計学教授の高野岩三郎であった。高野が設計した家計調査の特徴は次の2点である。第1は、調査対象が賃労働者世帯に設定されたこと、第2は、調査方法として家計簿を利用したことである。こうして「今までその必要を感じつつも実行しえず、実行せんとしてもそれが適當の方法に迷いつつあつた方面は、ここに初めて頼るべき指針を得て、簇々として家計調査が各地方に各主体によつて行われ、一種の家計調査狂時代をさえも出現せしむるに至つた」<sup>3</sup>。経済学における家計簿式家計調査の集計から国民の生活状況を把握するという関心と、家事経済学における世帯ごとの家計簿から個々の家庭の生活状況を把握するという関心とが、ちょうど対応している。とはいえ、家庭生活には金銭という形では示され得ないものが多様に含まれている。家事と呼ばれる場面では、世帯内や近隣との継続的・親密な人間関係に基づく出産、育児、教育、娯楽、介護などの無償労働、またそれらを通じた人間的発達が日々の暮らしに不可欠なものとして意識されており、それらの提供と受入を可能とする生活の在り方とその担い方が問題になっているのである。

## Ⅲ. 家庭生活の経済学的把握

### (1) 経済学・経営学・会計学

松平は、『家事経済学』のはしがきに、次のように記している。「経済生活を合理的ならしめる為には消費組織たる家族生活の経済的研究を進めると共に、主として消費経済を掌つて居る我々

---

1841)。

<sup>3</sup> 権田保之助「本邦家計調査」高野岩三郎編『本邦社会統計論』改造社、1933年所収、12頁。

婦人が此の経済上の知識を持つて居て、之に基き経済生活を行ふやうにして行かなければならぬと存じます。然るに此の方面の研究は未だ至つて幼稚でございまして、特に本邦に於ては之に関する著述のあることを、未だ殆んど、寡聞なる私は耳に致して居りません」(上巻・序 p. 1-2)。『家事経済学』が公刊されたのが1925年。この上下巻、合計1,154頁となる大著を松平が一気に書き下ろしたことは驚嘆に値する。彼女が東京帝大で「依託学生」として経済学の研究を始めたのが1919年であり、それから6年後にこの書が出た。同書は全5篇から成る。上巻(理論篇)が「第1篇 総論」「第2篇 収入論」「第3篇 支出論」、下巻(実際篇)が「第4篇 会計論」「第5篇 貯蓄論」である。松平が東京帝大で誰のもとで学んだかは残念ながら明らかでない。幾つかの分野にわたり幅広く学んだであろう。松平の家事経済学のベースは独逸流の経済学(新歴史学派と限界効用学派の折衷)である。彼女が学んだ分野として考えられるのは、その著書から推測して、まず経済原論(山崎覚次郎、河津暹)と経済学史(舞出長五郎)である。加えて、財政学(土方成美)、経営学(渡邊鍬蔵)、会計学(上野道輔)、保険論(森荘三郎)である。民法学と商法学も学んだかもしれない<sup>4</sup>。松平の研究は総じて理論志向が強い。実際篇の中で重要な位置を占める家計簿記にしても、簿記の一般原理である複式簿記に基づいて家計簿記理論の追究に関心が向けられた。試みに本書を名付けてみれば、両篇を合わせて「家事経済学原論」と称してよいだろう。

## (2) 家(家庭)・家族経済・家事経済学

松平によれば、家(家庭)は「家族に依る共同生活体」であり、それは「家族の一人が時に或は労働能力を失ふことがあつてもそれは全体にとつて比較的重大な影響を及ぼすこと」がないようにする生活保障のための共同体だ、という(上巻 p. 81-2)。松平は、家を論じる際に法律(戸籍)上の「家」と実際の家とを区別すべきだとし、「単に法律上の概念としてのみ存在する「家」が社会上何等の意義を有せざることは極めて明瞭であると云ふべきである」と指摘している。松平は、家を共同生活(共同居住)の単位として、つまり今日のいい方では世帯の概念として用いている。そして、家(家庭)は「家族の物質的並に精神的幸福を維持するに止らず、猶(なお)是等を増進する職分を有する」のであって、この職分を果たすために衣・食・住、看護・衛生、育児・教育、娯楽・社交等に関して種々の行為を行うのである。これらの行為を総称して「家事」と呼ぶ。そして「家庭の職分を遂行せんが為に家庭は一定の財貨殊(こと)に貨幣を必要とし、此の貨幣を取得し管理し適当に支出して家族の物質的生活を営まねばならない。即ち……継続的に能(あた)ふ限り多くの欲望満足を得んが為に経済主義の遵守によつて多くの経済行為を秩序的・組織的に行ひ、之に依て家族団体として其の経済生活を営まねばならない。此の家族団体の経済を称して家族経済」という(上巻 p. 83-4)。これが家族経済の定義である。家族経済は「非営利的」組織であつて、「道義的・倫理的」目的に基づいて営まれる、「国民経済の源」となる経済である。以上の「家(家庭)」「家族経済」の定義を踏まえて、松平は「家事経済学」を次の通り定義している。「家事経済学とは家族団体の経済に関する学問である……換言すれば家事経済学は家庭なる私

<sup>4</sup> 短期間ではあるが松平は新渡戸稲造と接点を持ったかもしれない。新渡戸の専門は殖民政策であるから、松平の学問と直接には関係しないが、新渡戸は女子教育に深い関心を持ち、賀川豊彦らと共に消費組合運動に関つてもいた。なお、新渡戸は1918年に東京女子大学学長(兼職)に就いた時、東京女高師教授であつた安井てつ(1870-1945)を学監に迎えた。

人的見地から家族の経済生活に伴ふ諸現象を研究する学問である。「家事経済学の任務は一面に於て理論的である。家族の経済生活に伴ふ諸現象の性質を闡明(せんめい)し、其の間に存する因果関係を説明することを任務とする……と共に他面に於て实际的である。即ち理論的研究によつて教ゆる所に基き、之を實際問題に適用して家族の経済上の福祉を増進する方策を研究するを任務とするのである」(上巻 p. 109-10)<sup>5</sup>。

### (3) 金銭に換算できない家事

松平が家事経済学を構想した際に、彼女の念頭に置かれた家庭像・女性像は、基本的に都市部の勤労者(=賃労働者)世帯のそれであった。夫婦と未婚の子どもから成る都市的生活を営む小家族の家庭が、松平が議論の前提とする「現代個人主義の経済社会」における家庭の姿である。ここでの家計の主な収入は勤労所得(賃金あるいは俸給)である。所得の安定化、つまり所得の減少・途絶といった危険の分散を図ることが家計の維持にとって重要であり、そのために夫婦共稼ぎ、貯蓄そして保険の必要が論じられる。松平は、女性の自立(家庭においても、社会的にも)のために、女性が「完全な一人前の所得」を得ることを求めた。女性の労働力が男性のそれに比べはるかに安価であるという現実について、松平は、その原因のひとつとして「婦人の従来への労働が総べて不払労働であつたこと」(上巻 p. 401)を挙げている。松平が、「婦人の従来への労働」すなわち家事労働を「不払労働」と理解していたことは注目してよい<sup>6</sup>。所得は「各個人の経済的地位の優劣を判断する為の標準とするものである」から、家庭内で行われる労働(家事労働)も所得として計上すべきだと松平は考えていた。しかし、家事労働の価格を正確に計算するのは困難だとして家事労働を所得算入から排除し(家事使用人への支払いは支出に算入)(上巻 p. 287-8)、「不払労働」としての家事労働についてこれ以上立ち入って論及はしなかった。

## IV. 家庭生活の改革—自立と家事

### (1) 女性の自活

松平は、「実に現代の経済組織の下に於て困難なる社会問題は、一に労働者対資本家の問題であり、一は女子対男子の問題である」(上巻 p. 151-2)という<sup>7</sup>。松平が取り上げた「女子対男子の問題」とはどういうことか。松平はこう論じている。「独身婦人並に既婚婦人が助業家族として生産に参加するは古来行はれた所であるが、今日の婦人職業問題なるものは、婦人が此の助業者の地位から独立の本職業者となるに起因して居る」(上巻 p. 386)。「今日の婦人は一定の男子を得ることよりは、自分自身、生活の安否を直接に気遣はねばならない様になつて居る。之は強(あなが)ち自分を扶養する者を持たない婦人又は貧弱な扶養者しか持たない婦人のみではない。可

<sup>5</sup> 家事経済学は家事の一部としての家族経済を扱うのであるが、それは経済そのものを扱うことでもある。その場合、(狭義の)経済学のみならず統計学、会計学、法律学、社会学等の援助を借りる必要がある(上巻 p.116-18)、と松平はいう。

<sup>6</sup> 家事労働が「不払い労働」であるという指摘は山川菊栄「母性保護と経済的自立—与謝野・平塚二氏の論争」(1918年)鈴木裕子編『山川菊栄評論集』岩波文庫、1990年所収、p.74に出ている。

<sup>7</sup> 「労働者対資本家の問題」について、松平は「労働なる商品は、労働者の身体と分離すべからざるものであるから、此の労働の売買は普通の商品の如く、全く当事者双方の利己心にのみ放任することが出来ない」(上巻 p.329)と論じた。また「或時間に於て労働が行はれなければ其の時間に対する労力〔労働力〕は永久に失はれ、之を保存して置いて次の時間に用ゐるといふ様なことは出来ない。人生の短い年月中、働き得べき時間は天然的に限られて居るから、其の時間に働かないで過せば、其の時間は永久的に失はれて、又回復し得べきものでない」(同 p.346-7)と論じた。人のライフステージの中で適切に労働機会が確保されなければならないことを松平は説いている。

成り有力な扶養者を持つて居る婦人でもそれを心配しない訳には行かないのである。……今日の婦人は男子から扶養を受けると云ふことを眼中に置かないで、彼女の自活の方法に付て苦心して居る。換言すれば婦人は男子と同様に其の経済上の生活に於て独立の地位に立たうとして居るのである」(同 p. 387-8)。

松平は「在来の家族制度の動揺」が生じているのだという。すなわち、これまで女性は幼時には父母に隷属し、長じては夫に隷属し、老いては子どもに隷属するという「所謂三従の法則」に拠り「安全無事な生活」を過ごしたのだが、「然るに今日の婦人は此の三の安全な方法を否定して、第一に父母に対しては自分の自守独立を主張し、夫に対しては自由の地位を主張し、子供に対してもそれに隷属することに就て不安を感じる」のである。女性がこれまでの家族制度のもとで生活しようとしなくなったのは、「家族制度を其の上に築いて居る経済的根底の動揺によるのであつて……此の制度が動揺して生活の完全が失はれて来たので、婦人の多くが之を見放さうとして居る」のだ、と松平はいう(上巻 p. 389-90)。松平のいうところによれば、産業経済の発展が従来の家族制度を支える物質的基礎に動揺をもたらしている。男性から「十分に父権を行使する経済力」を奪ってしまった。その結果、「家の保護は全く当(あて)にならないと云ふ觀念が、総べての人の頭を支配して居る」のであり、近時、女子の職業学校が非常な勢いで成長している理由もここにある。松平の見るところ、家族内における家父長制(「男子の専制」)はその経済力的な支えを失いつつあり、女性は家父長制支配から脱するための経済力を手にしようとしているのである。松平が挙げている数字によると、当時の日本の全女性人口数が約 2,800 万人、そのうち職業に従事し得る 15 歳以上 60 歳以下が 1,570 万人である。農家の「助業」者数が約 800 万人、商・工・鉱業その他の「独立の職業婦人」が約 400 万人である。その内訳で主なものは、工場で働く者が 90 万人、鉱山に 10 万人、教員に 6 万人、医務衛生に 5 万人、交通・通信に 3 万人、事務に数万人である(上巻 p. 396-7)<sup>8</sup>。

## (2) 男女の所得格差

しかしながら所得の面で、女性の所得は男性に比して「三分の二に達することは稀で、大抵は半分である。此の点に関しては私的雇主も、国家其他の公法的雇主も変りがない。鉄道や郵便事務に従事して居る婦人は、同種の仕事をする男子よりも少額の賃金を支給されて居る。……現状の儘の所得では、職業婦人の大多数は独立の生活を営むには絶対的に不足」である。同一価値労働同一賃金にはほど遠い、歴然とした男女間の賃金格差を松平は指摘した。そして、女性の賃金が男性のそれに比して絶対的に低い要因として、松平は幾つかの事柄を挙げているが、そのうちで第一に強調されたのが、女性の所得が一家の「副所得」すなわち家計補助的所得という扱いを受けていることである。すなわち、「要之、職業婦人は共稼ぎで一家の副所得を得んとするのがその目的であると見なされ、且、其の性質を出ない婦人が少なくない為に完全な一人前の所得を得る必要があつて働く婦人も、低廉な所得に甘んぜねばならないのである」(上巻 p. 401)。松平は、「多年の家族的保護の因襲で、其の家が経済的能力を失ひつつあることを目前に見なが

<sup>8</sup> 松平は、「工場殊に紡績工場の徹夜業と共に、鉱山に於ける婦人の地下労働と夜業とは、人道問題として多年内外の注意を集めながら、労働者階級の団結力が未だ十分に発揮されない為に、今日迄依然として保持されて居るのは寔(まこと)に遺憾である」(上巻 p.397)と指摘している。

ら、自ら社会に生きる積極的態度に出ることを躊躇すると云ふ傾向がある。……若し婦人も男子と同じ様に家の保護から独立して、社会に生きる覚悟をしないで、何時迄も因襲的な隷属生活に甘んじて居たならば、家の保護が崩れた暁には実に悲惨な境遇に陥らねばならなくなる」(上巻 p. 402) と女性に就職への自覚を促している。もちろん、そのためには社会に女性のための安定した就職機会と女性が納得できる就職条件のあることが前提とならなければならない。

### (3) 「男子をして家庭に帰らしめん」

松平は、女性の就職に関し、家庭生活と職業生活との両立という「可成り進歩的な婦人論者も此の疑問の前には……未だ正解を下し得ざる」問題について、深い考察を示している。松平は次のように述べる。「人は往々にして此の二の生活〔家庭生活と職業生活〕をすら、婦人の「努力」に依て調和せしめようとするのであるが、それは思はざるの甚しきものである。男子の職業生活に依て如何に男子が人間性を喪失してしまひ、家庭生活を破壊して居るかを赤裸々に観察して見るとよい。労働問題が賃銀の昂騰と労働時間の短縮とを先づ以て要求することは、要するに男子をして家庭に帰らしめんとするものである。……男子を中心とし、其の男子の専制的な家庭、男女極端なる分業生活のみを千古不変のものと観るべきではなからう」(上巻 p. 403)。これは、男女ともに生活の中に適切な家事労働時間を確保すること、そのためには職業労働時間の短縮とそれを可能にする社会制度が必要であることを求める今日のディーセント・ワーク (decent work、人間としての尊厳ある働き方) 論に通じる主張であるといえるだろう。

家事労働を「複雑多端な雑務」と見てそれを否定する思想からも、また職業労働を「骨迄搾取されねばならない」ものと見てそれを否定する思想からも、男女共に離れなければならない。家事労働の健全化と職業労働の健全化の上に、女性と男性の協働による家庭生活を創造するという考えを松平は示している。これが、「家族に依る共同生活体たる家庭」という表現の意味である<sup>9</sup>。

## V. まとめに代えて—「穏健なる革命」

「主として消費経済を掌つて居る我々婦人が此の経済上の知識を持つて居て、之に基き経済生活を行ふやうにして行かなければならぬ」と考えた松平の消費組合運動への期待は大きかった。松平によれば 1921(大正 10)年時点で消費組合に加入している世帯数は全世帯 1122 万世帯のうち 0.3%に過ぎない。松平は消費組合の組織方法、運営、その利点を細かく説き、そして消費組合が発達した将来の経済社会をこう描いている。「消費組合が自ら必要な一切の財貨を製造するに至る時は〔営利〕企業は漸次跡を絶ち、利潤及び配当も消滅するに至るべきである。其の結果、資本の剰余価値の廃止となつて、巨万の富を一手に集めることが出来なくなるべきであり、茲に組合による貯蓄に依て小資本家を増加すべきである。……消費組合が動(やや)もすれば一部短見者流から危険視せらるるは已むを得ないことであつて、若し之をも革命と称するならば世には之を措いて他に其程穏健なる革命はないであらう」(上巻 p. 581-2)。松平の見るところ、消費組合運動は生産の協同をも含む「穏健なる革命」であつて、松平はそれを支持する立場を表明した。

『家事経済学』下巻では、生活主体の形成として家計簿記帳が、また生活リスク管理の視点か

<sup>9</sup> 松平は職業労働と家事労働との両立が困難な理由として「託児所の如き設備の欠如、又は不完全なること」、「家庭内の雑務の社会化が未だ十分に行はれないこと」を挙げており、これらは今後十分に改善可能だと見ていた(上巻 p.403)。松平は家事の社会化について期待と共にやや楽観的な見通しを持っていた。

ら貯蓄と保険が論じられる。つまり社会の改革を家庭内から実践する方法が示される。

**謝辞** 本研究にあたり、上村協子氏(東京家政学院大学教授)から松平友子の著書を拝借し、また松平友子の履歴その他についてご教示をいただきました。心よりお礼を申し上げます。